

職業安定組織の構成に関する条約（第 88 号）（抜粋）

C88 Employment Service Convention, 1948

Article 1

1. Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force shall maintain or ensure the maintenance of a free public employment service.

※free public employment service ⇒ 「公共の」であって「国家の」ではない

2. The essential duty of the employment service shall be to ensure, in co-operation where necessary with other public and private bodies concerned, the best possible organisation of the employment market as an integral part of the national programme for the achievement and maintenance of full employment and the development and use of productive resources.

※the best possible organization ⇒ 組織の形態には自由度がある

Article 2

The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority.

※national system ⇒ 全国的組織

※employment offices ⇒ 職業安定機関 ←

≠ national authority

※under the direction of a national authority

⇒ 「国の行政機関の指示のもとに」と言っているに過ぎない

Article 3

1. The system shall comprise a network of local and, where appropriate, regional offices, sufficient in number to serve each geographical area of the country and conveniently located for employers and workers.

2. The organisation of the network shall:

(a) be reviewed--

(i) whenever significant changes occur in the distribution of economic activity and of the working population, and

(ii) whenever the competent authority considers a review desirable to assess the experience gained during a period of experimental operation; and

(b) be revised whenever such review shows revision to be necessary.

※competent authority ⇒ 「national authority」とは別の文言を使っている

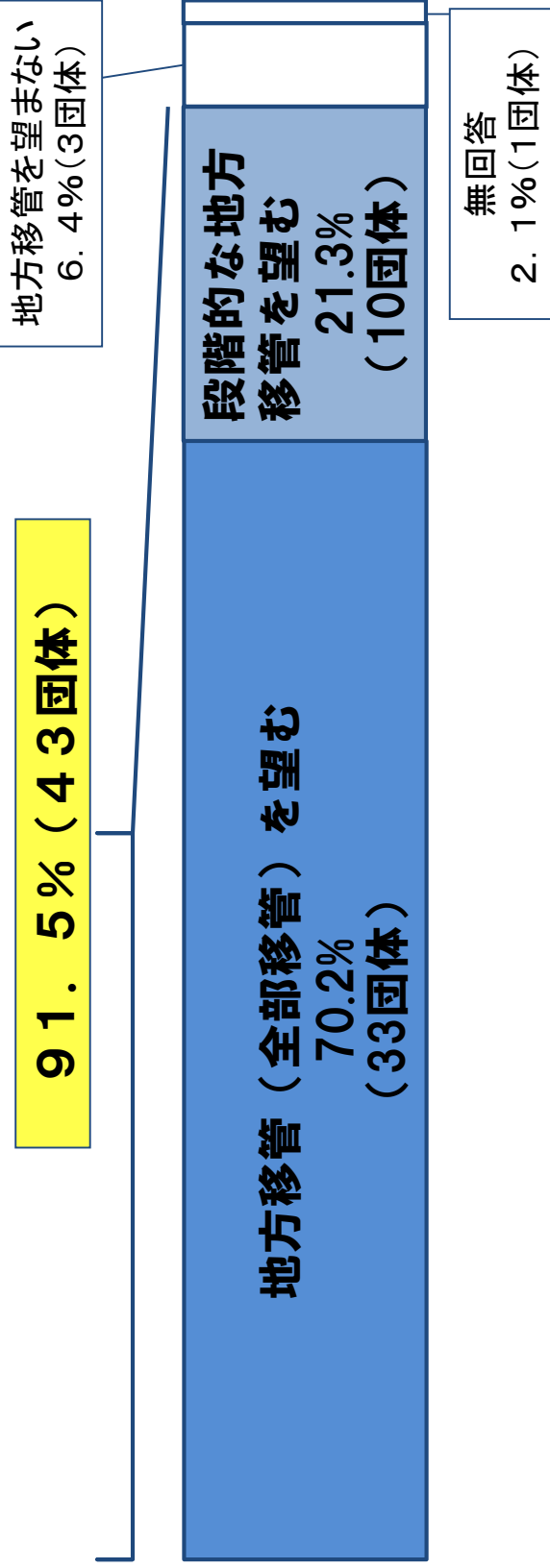
全国知事会「ハローワークの地方移管等に関する調査」の結果概要

- 全国知事会では、第3回雇用対策部会における議論を踏まえ、ハローワークの地方移管等について、47都道府県知事に対し緊急アンケート調査を実施（平成27年10月1日付け）

問 地方移管を実現する上で必要と考えられる条件*が満たされたという前提で、貴団体において地方移管を望みますか。

*条件： 人員の確保、財政上の措置、職業紹介・雇用保険・雇用対策のノウハウ、ハローワーク職員用端末の情報（全国ネットワークの維持） など

回答結果 47都道府県のうち、9割を超える43団体の知事がハローワークの地方移管を望んでいる。



ハローワークの地方移管について

平成27年11月12日

全 国 知 事 会

現在、地方分権改革有識者会議雇用対策部会において、ハローワークの事務権限の移譲等の検討・調整に向けた一体的実施、ハローワーク特区の取組の成果と課題の検証が進められている。

全国知事会は平成22年以来、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用対策の展開ができることなどを理由に、ハローワークの地方移管を国に対して提案してきた。

また、平成27年6月には国に先駆け、一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証を行い、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」（平成27年6月30日）をとりまとめた。この検証において、一体的実施及びハローワーク特区の取組により、当会が主張しているハローワークの地方移管の効果が実証された一方で、地方の意向の反映に限界があることが明らかにされている。

住民にとってより良い雇用労働行政サービスを提供していくため、当会として改めてハローワークの地方移管を早期に実現するよう、国に対して以下の点について求める。

- 1 ハローワークの地方移管を強く求める。
- 2 具体的な地方移管の在り方については、国民・雇用主にとって利便性の高い制度を実現する選択肢として、以下も含め、速やかな検討を求める。
 - ① 都道府県が自らハローワークを設置できる「地方版ハローワーク」制度を創設すること。この場合、雇用保険・職業訓練受講指示を行えるようにするとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供について、国の職員用端末と同等の情報を提供すること。
 - ② ハローワーク特区制度の全国展開などにより、国のハローワークに対する都道府県知事の関与を全国制度化すること。

ハローワークと中野区の一体的実施の取り組み状況について

1 経緯

- ・平成18年4月 生活保護受給者等向けに、区とハローワークが連携して行う就労支援を開始。区が対象者として選定した者を、ハローワーク新宿の庁舎で支援する。
- ・平成24年1月 中野区・東京労働局・ハローワーク新宿で『アクション・プランに基づき中野区と東京労働局及び新宿公共職業安定所が「福祉から就労」支援事業を一体的運営体制で実施するための協定』を締結。
2月 中野区役所庁舎内にハローワーク新宿の就職支援ナビゲーター2名が常駐する窓口「中野就職サポート」を開設。
- ・平成27年4月 生活困窮者自立支援法施行に伴い、自立相談支援機関「中野くらしサポート」を開設。中野就職サポートと連携した支援を開始。

2 内容

区の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターを配置し、以下の支援を実施。

- (1) 求人情報提供端末設置によるハローワーク求人情報の提供
- (2) 就労支援ナビゲーターによる職業相談、職業あっせん、支援プランの策定

3 主な就労支援対象者

- (1) 生活保護受給者
- (2) 離職者支援の住居確保給付金受給者
- (3) 児童扶養手当受給者
- (4) 障害者

【中野就職サポート実績】(平成24年2月開設)

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (平成27年4月～8月)
新規開始件数	162件	207件	200件	279件	248件	110件
就職決定件数	74件	110件	138件	201件	157件	74件
就職率	45.7%	53.1%	69.0%	72.0%	63.3%	67.3%